

平成30年12月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月21日〔金曜日〕 15時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	上妻 力
//	2 番	中村 正幸
//	3 番	深田 広文
//	5 番	羽生 友保
//	6 番	杉 為昭
//	7 番	鮫島 繁樹
//	9 番	牛越 紀幸
//	10 番	坂本 江里子
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	河本 アツミ
//	13 番	石寺 政和
//	14 番	日高 仙三

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 あっせんについて

議案第2号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

議案第3号 荒廃農地の非農地判断について

○局長

皆さんお疲れさまです。

総会を開会する前に、先月の定例総会で承認をいただきました最適化推進委員の奈尾さんについて本日から出席をいただいておりますのでご紹介をいたします。

中割担当となりました奈尾さんです。よろしくお願ひいたします。

それでは、定刻になりましたので、12月の定例総会を開会いたします。会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中、出席をいただきありがとうございます。いよいよ今年も残すところ10日余りとなりました。この一年を振り返りますと、新体制に移行してから2年目に入り、委員の皆様も農業委員会という組織にだいぶ慣れてきたのではないかと思います。しかし、度重なる法改正の中、農業委員会の役割は大変、重要となっていることから、その責務について再認識していただき、本市の農業振興を図るために努力をしていただければと思います。一年間、本当にお疲れさまでした。

○議長

それでは、12月の定例総会を開会いたします。はじめに、日程第1「西之表市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。議事録署名委員には12番河本委員と13番石寺委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして日程第2、議案第1号「あっせんについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「あっせんについて」です。資料に差換えがございますので、新たに配布した資料をご覧ください。

上段「売りたい」の申し出です。場所は安納下郷地区です。あっせん委員につきましては、14番日高委員と7番鮫島委員をお願いいたします。

下段「売りたい」の申し出です。場所は安納下郷地区です、あっせん委員につきましては、14番日高委員と7番鮫島委員をお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。今月は「売りたい」の申し出が2件でありました。これについて、質疑はありませんか。

○議長

無いようですので「あっせん委員」になられた方は、よろしくお願ひいたします。

○議長

続きまして、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

説明に入る前に資料の訂正がございます。1の1ページの期間が2019年12月1日を、2019年1月1日に訂正をお願いします。それでは、議案第2号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。まず始めに「利用権の設定」を説明いたします。1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が2019年1月1日から2023年12月31日の5年間、地目畑、面積4,937平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が2019年1月1日から2028年12月31日の10年間、地目畑、面積1,053平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。内訳については、1の2ページ

を詳細については1の3ページから1の6ページをご覧ください。

続きまして「所有権移転」です。2の1ページをお開きください。

1段目です。平成30年12月28日に「所有権を移転」するものです。地目畑、面積3,316平米、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。内訳については2の2ページを詳細については、2の3ページから2の4ページをご覧ください。

以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから、提案いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありました。「利用権の設定」整理番号1と2について審議をいたします。それでは、担当委員の報告をお願いします。

○4番委員

整理番号1について報告いたします。12月16日に借り人及び推進委員と立ち会いのもと現地確認をいたしました。現地には牧草が植えられておりました。貸し人は、南種子に在住のため電話で確認をいたしました。

また、借り人は、大規模な畜産農家を営んでおられて、機械、労力、経営技術力ともに十分と思われます。申請どおり間違いはありませんでした。審議方よろしく願いいたします。

○3番委員

3番です。整理番号2について説明をいたします。12月16日、推進委員と立ち会いのもと現地の確認を行いました。借り人は、合同会社になっており、4月に認定農家となっている状況でございます。

また、貸し人は、鹿児島在住ということで内容につきましては電話で確認をとっております。借り人につきましては、規模拡大を図るということで現在、さとうきびを9町歩程度、でん粉芋を3.7町歩程度作付けをし、常時6名程度の作業員がおり、繁忙期には3名程度のパートも雇った形で、経営をやっているということでございます。近い将来には、さとうきび15町歩、でん粉芋を5町歩程度の規模拡大を図っていきたいということでございます。申請内容につきましては、申請書のとおり間違いはないということで確認をとっております。よろしくご審議方をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。これにつきまして質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

無いようですので採決をいたします。「利用権の設定」整理番号1と2について原案どおり承認する方は挙手でお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので「利用権の設定」整理番号1と2については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして「所有権の移転」整理番号1について審議いたします。それでは担当委員の報告をお願いいたします。

○1番委員

1番です。整理番号1について説明いたします。譲渡人とは、17日自宅にて聞き取りをいたしました。譲渡人は以前、酪農と普通作を中心に経営をしておりましたが、75歳という年齢に加え、何年も前から足や腰が悪く、農業もあまりできず、少しずつ面積を減らしていきたいということであります。よって、売買に至ったようです。譲受人とは、18日に推進委員と聞き取りをいたしました。この畑は、17年間、譲受人が借りて作付けをしていたとのことで

す。ここ数年は、安納芋を植えており、来年も安納芋を植え付ける予定だということでした。譲渡人は、腰や心臓の手術をしたそうですが、今は体調もよく家族も元気で仕事にも意欲があるように思われました。土地代は、今月 28 日に支払いの予定ということであります。仕事に向き合う姿勢や経済面でも、何ら問題は無いように思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。これにつきまして質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○議長

それでは無いようですので採決をいたします。「所有権の移転」整理番号 1 について、原案どおり承認する方は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので「所有権の移転」整理番号 1 については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして議案第 3 号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第 3 号「荒廃農地の非農地の判断について」です。資料は 2 ページから 26 ページです。449 筆、合計面積 508,589 平米を提案させていただいております。これにつきましては、7 月から 9 月に行っていただいた農地の利用状況調査において、再生不可能であると農業委員・推進委員の方が判断した農地です。利用状況調査以降に重機を入れて再生もしくは、畑として利用している場合もありますので、その際には、畑・田として報告していただくこととなります。1 番から順番に、担当委員の報告では何番から何番まで、現況地目は何であるかをご報告ください。以上です。

○議長

それでは、整理番号順に担当委員の調査報告をお願いします。

○1 番委員

1 番です。1 番が原野、2 番が山林、3 番・4 番が畑、5 番・6 番が山林、7 番が畑、8 番から 17 番が原野です。

○2 番委員

2 番です。18 番は原野です。

○7 番委員

7 番です。19 番から 22 番まで原野です。

○2 番委員

2 番です。23 番から 28 番まで原野です。29 番・30 番が山林、31 番から 33 番が原野、34 番・35 番が山林、36 番が原野、37 番が山林 38 番から 44 番まで原野、45 番は畑、46 番から 48 番まで原野、49 番は畑、50 番・51 番が原野、52 番が山林、53 番が原野です。

○3 番委員

54 番から 56 番まで原野です。57 番・58 番が畑、59 番から 60 番まで原野です。

○1 番委員

1 番です。61 番は原野です。

○3 番委員

62 番から 72 番まで原野です。

○1 番委員

73 番は田です。

○3 番委員

74 番から 76 番まで原野です。

○4 番委員

77 番から 80 番まで原野、81 番が山林、82 番が原野、83 番が畑、84 番が原野、86 番が原野
87 番・88 番が山林、89 番から 94 番まで原野、95 番が山林、96 番・97 番が原野、98 番が
山林、99 番は畑、100 番・101 番は原野、102 番が山林、103 番から 111 番まで原野です。

○13 番委員

13 番委員です。112 番は畑です。

○4 番委員

113 番から 114 番が原野です。

○8 番委員

115 番は原野です。

○4 番委員

116 番が畑、117 番から 119 番が山林、120 番が原野です。

○5 番委員

121 番・122 番が山林、123 番・124 番は原野、125 番は畑、126 番は田、127 番から 166 番
まで原野です。以上です。

○6 番委員

はい、167 番は畑、168 番から 175 番まで原野、176 番は田、177 番・178 番が原野、179 番
は畑、180 番は畑、181 番が山林、182 番が田、183 番が畑、184 番・185 番は田、186 番から
188 番まで原野、189 番は畑、190 番が田、191 番が畑、192 番が田、193 番が畑、194 番から
198 番まで原野、199 番・200 番が田、201 番が原野、202 番・203 番が畑、204 番から 207 番
まで原野、以上です。

○7 番委員

208 番から 211 番は原野、212 番が畑、213 番が原野です。

○8 番委員

214 番から 217 番まで原野です。

○5 番委員

218 番は原野です。

○8 番委員

219 番から 221 番まで原野、222 番が山林、223 番が畑、224 番から 228 番まで原野、229 番
は畑、230 番が原野、231 番が山林、232 番から 239 番まで原野です。

○9 番委員

9 番です。240 番は畑、241 番は原野、242 番・243 番は山林、244 番は原野、245 番・246
番が原野、247 番山林、248 番・249 番は原野、251 番から 253 番は原野、以上です。

○10 番委員

254 番から 256 番は原野です。

○11 番委員

257 番から 261 番まで原野です。

○9 番委員

262 番は山林です。

○11 番委員

263 番は原野です。

○12 番委員

264番から280番まで原野、281番が山林、282番から286番まで原野、287番は山林、288番・289番は原野、290番は畑、291番から297番まで原野、298番・299番は山林、300番が原野、301番・302番が山林、303番が畑、304番から310番まで原野、311番が山林、312番・313番が原野、314番が山林、315番から324番まで原野、325番は畑、326番から329番まで原野です。

○13 番委員

330番から336番まで原野、337番が山林、338番は畑、340番から346番が原野、347番は畑、348番が原野、349番から354番まで山林、356番から359番まで原野、360番・361番が山林、362番は原野、363番が山林、365番から372番まで原野、373番が山林、374番から376番まで原野、377番は山林、378番から380番まで原野、381番が山林、382番から385番まで原野です。

○12 番委員

387番は原野です。

○13 番委員

388番から408番まで全て原野です。以上です。

○14 番委員

14番です。409番が原野、410番が山林、411番が原野、412番・413番が山林、414番が畑、415番から417番が原野、418番が山林、419番・420番が畑、421番が田、422番が山林、423番・424番が田、426番・427番が山林、428番が原野、429番・430番が山林、431番から436番までが原野、437番から439番が山林、440番が原野、441番が畑、以上です。

○7 番委員

はい、442番から449番まで原野です。

○議長

ただいま事務局及び担当委員より説明がありました。これについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○13 番委員

6番委員にお尋ねいたしますけど、伊関方面は、地目が、田とか畑が非常に多くなっているように感じました。これは自分たちで荒廃農地を解消したという事でしょうか。

○6 番委員

はい、特に浜脇地区では、一応、荒廃農地を先に重点的に、すべて解消しようという方向に持っていきました。これもやはり個人ではできませんでしたので、地域資源保全会という組織の協力を得て、その組織で荒廃地を解消しました。後、来年に向けては田の荒廃地の解消に向けて、これをどうやっていくかということ、伊関地区で初めて組織を立ち上げましたので、組織で農地の活用について話をしていこうという計画でございます。以上です。

○議長

他に無いようですので採決をいたします。議案第3号について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので議案第3号については、原案どおり非農地として承認し所有者に非農地通知を発行いたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

会 長 脇 田 峰 生 

12 番 委 員 河 本 アツミ 

13 番 委 員 石 寺 政 和 